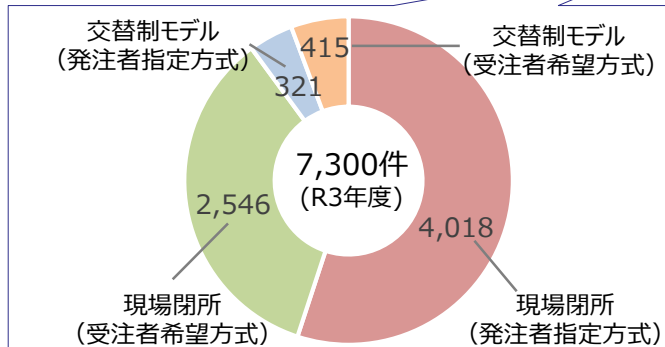
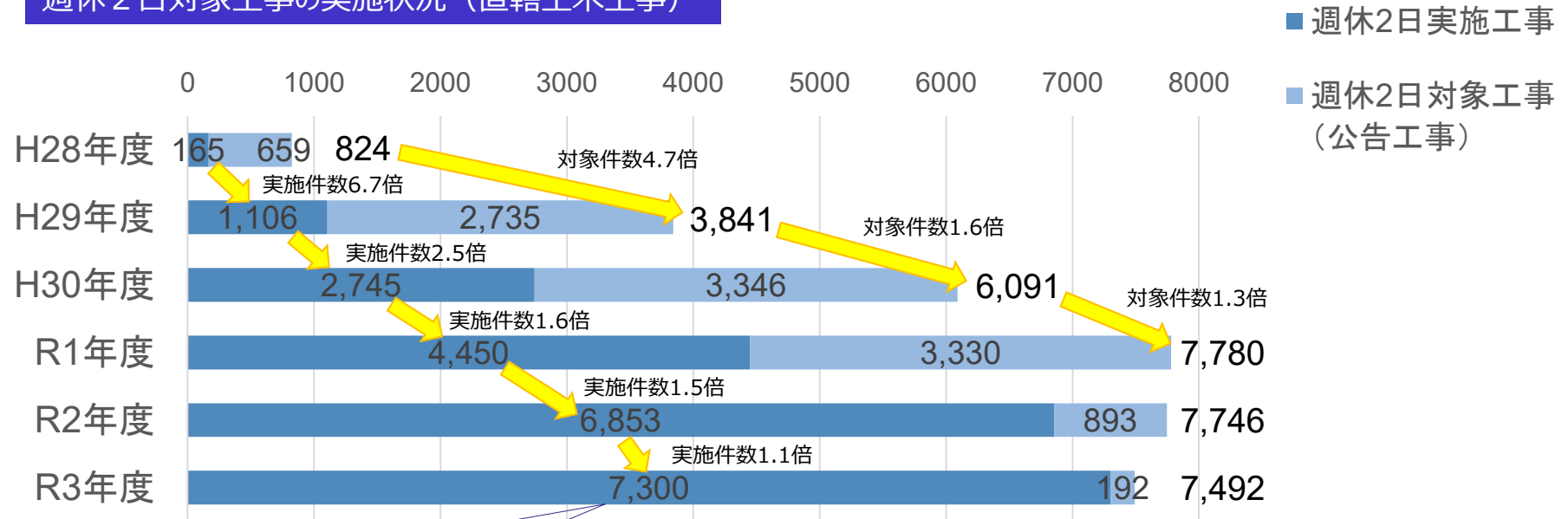


II. 時間外労働上限規制適用までに残された課題について

- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- R6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

週休2日対象工事の実施状況（直轄土木工事）



	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%

※令和4年3月末時点

※令和3年度中に契約した直轄土木工事を集計（営繕工事、港湾空港除く）

※令和3年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

(これまで)

平成28年度から週休2日モデル工事を実施。令和6年度の労働基準法時間外労働規制適用に向け、取組件数を順次拡大。【休日の量の確保】

(これから)



現在のモデル工事は通期で週休2日を目指す内容となっており、
月単位で週休2日を実現できるよう取組の推進が必要。【休日の質の向上】

施策パッケージ

- ① **週休2日を標準とした取組への移行【令和5年度から適用】**
共通仕様書、監督・検査等の基準類を、週休2日を標準とした内容に改正
- ② **工期設定のさらなる適正化【令和5年度から適用】**
天候等による作業不能日や猛暑日等を適正に工期に見込めるよう、工期設定指針等を改正
- ③ **柔軟な休日の設定【令和5年度に一部工事で試行】**
出水期前や供用前など閉所型での週休2日が困難となった場合に、工期の一部を交替制に途中変更できないか検討
- ④ **経費補正の修正【令和5年度に検討】**
月単位での週休2日工事で実際に要した費用を調査し、現行に代わる新たな補正措置を立案できないか検討（令和5年度は現行の補正係数を継続）
- ⑤ **他の公共発注者と連携した一斉閉所の取組を拡大【令和5年度から実施】** 2

※併せて、直轄事務所と労働基準監督署との連絡調整の強化

令和5年度の直轄土木工事の発注方針

- 令和5年度は、全ての工事を発注者指定で週休2日工事(閉所型・交替制のいずれか)を実施(月単位の週休2日への移行期間)
週休2日モデル工事の補正係数は、移行期間として令和5年度までは継続
- 令和6年度以降、月単位での週休2日の実現を目指す
柔軟な休日の設定や経費補正の修正を令和5年度に検討

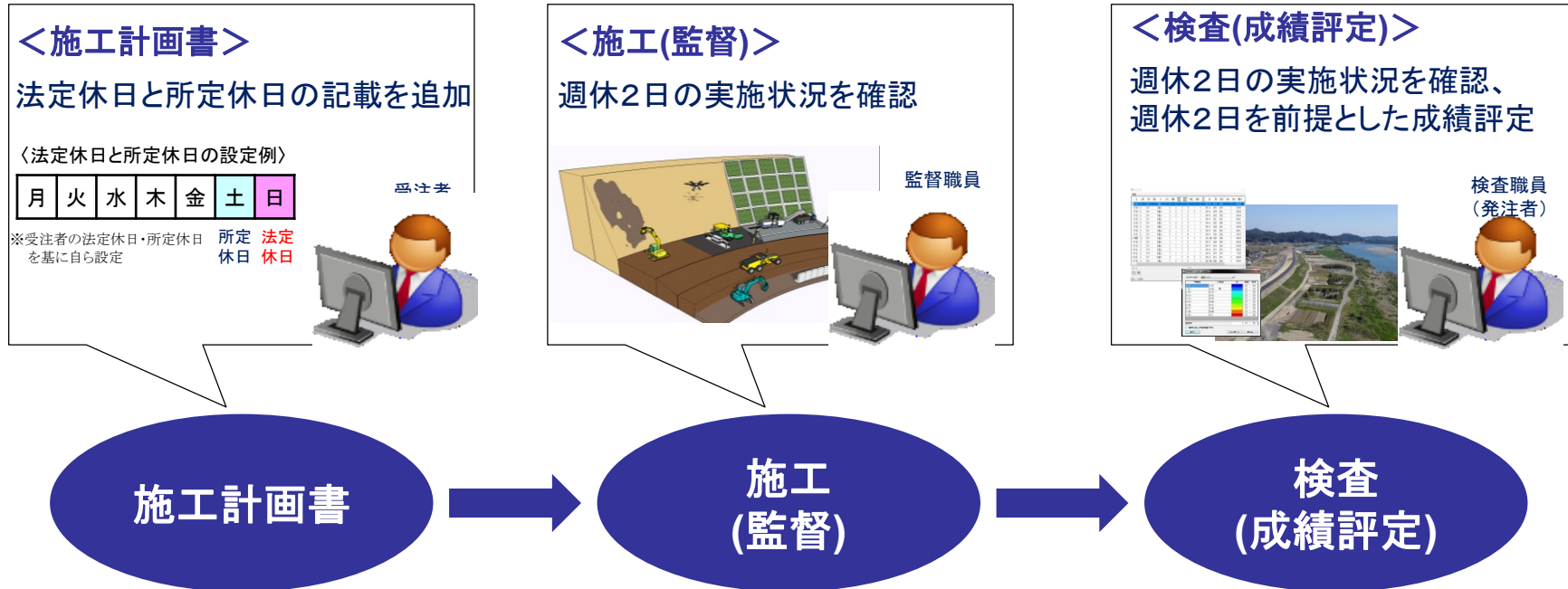
週休2日工事の発注方針



① 週休2日を標準とした取組への移行【令和5年度から適用】

仕様書、監督・検査等の基準類を、以下の通り改定

- i) 受注者が作成する施工計画書に、法定休日・所定休日を記載するよう、「共通仕様書」を改正。
- ii) 発注者による監督・検査において、週休2日の実施状況を確認するよう、「共通仕様書」、「土木工事監督技術基準(案)」、「地方整備局土木工事検査技術基準(案)」を改正。
- iii) 週休2日を標準とした工事成績評定となるよう、「地方整備局工事成績評定実施要領」を改正。
(加点項目から削除・遵守項目に追加)



②工期設定のさらなる適正化【令和5年度から適用】

発注者が活用する工期設定指針及び工期設定支援システムを、以下の通り改定

- i) 雨休率算出の際に「休日」と「天候等による作業不能日」等が重複しないよう明確化
- ii) 工期設定で猛暑日（WBGT値31以上の時間から日数を算定）を考慮
- iii) 準備・片付け期間に、必要に応じて、重機組立・解体や検査データの作成日数を考慮するよう明確化
- iv) 地域の実情に応じて作業制限や制約を考慮できるよう例示を追加

<工期への反映イメージ>

工種	単位	数量	施工計画									
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	...
準備	式	1	黒		青	黄	黄			緑		
道路土工	m ²	10,000		黒	青	黄	黄			緑		
排水構造物工	m	500		黒	青	黄	黄			緑		
舗装工	m ²	5,000			青	黄	黄			緑		
付帯施設工	式	1			青	黄	黄			緑		黒
区画線工	式	1			青	黄	黄			緑		黒
後片付け	式	1			青	黄	黄			緑		黒

「休日」と「天候等による作業不能日」等が重複しないよう設定

猛暑日を考慮

地域の実情に応じて作業制限や制約を考慮

天候等による作業不能日頻発

猛暑日頻発

地域の祭りによる通行規制

必要に応じて重機解体や検査データの作成日数を考慮

<試算例(福岡県内の道路改良工事の場合)>

・旧指針での工期：365日 ⇒ 新指針での工期：384日 + α (19日 + α 増加※)

※上述 i) で7日分、ii) で12日分反映。 + α は必要に応じて iii)、iv) を考慮。 雨休率：78% → 89%

③柔軟な休日の設定【令和5年度に一部工事で試行】

閉所と交替制の柔軟な活用について、以下の通り試行（R3～R5に試行）

- i) 受注者の希望に応じ、工期を通じての交替制⇔閉所の変更を試行（R3・4年度に試行）
- ii) 受注者の希望に応じ、工期の一部での閉所から交替制への途中変更を試行（R5年度）

<工期の一部で閉所から交替制に途中変更するイメージ>

工期	4月	5月	6月	7月	8月	...
週休2日の 実施方法 (当初予定)	閉所	閉所	閉所	閉所	閉所	...

災害の発生により週休2日の閉所が困難に

「交替制」に変更し
個人レベルでは
週休2日を確保

④経費補正の修正【令和5年度に検討】

月単位で週休2日を達成できた工事について、令和5年度の諸経費動向調査や労務費調査の結果を踏まえ、現行に代わる新たな補正措置を立案できないか検討

これまでの経費補正

1月

黄色塗: 閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

月単位では週休2日が達成できていない

工期全体で週休2日を達成することを前提に経費補正



R5の検討

1月

黄色塗: 閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

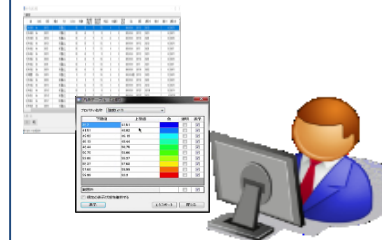
2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

月単位で週休2日を達成できている工事に要した費用を分析し経費補正を検討



⑤他の公共発注者と連携した一斉閉所の取組を拡大【令和5年度から実施】

各地域の発注者協議会等を通じて、取組を促進。定期的に取り組状況を確認・公表。

令和5年1月末時点での一斉閉所の取組状況

- 凡例
- 月に3回以上実施
 - 月に2回程度実施
 - 月に1回程度実施
 - 年に数回実施



一斉閉所の実施状況 令和5年1月末時点			
地方整備局	地域	実施内容	
北海道	北海道	毎月2回統一土曜日	
東北	岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	毎月第2・4土曜日	
	青森県	毎月第2土曜日	
関東	茨城県	毎月第1、2、3、4土曜日	
	埼玉県	年に数回以上	
北陸	新潟県 富山県 石川県	毎月第2・4+1週の土日曜日	
	中部	静岡県	毎月第2・4土曜日
		愛知県 岐阜県 三重県	毎月第2土曜日
近畿		近畿全域	※令和5年度より毎月第2土曜日に一斉閉所を実施予定
中国	鳥取県 島根県 岡山県	毎月第2・4土曜日	
	広島県	土曜日閉所を月1回	
	山口県	毎月第2土曜日	
	四国	四国全域	毎月第2土曜日
	九州	九州全域	年に数回以上
	沖縄	沖縄県	毎月第4土日曜日

【工事】週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)(地域ブロック単位)

週休2日対象工事率 = $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告)}}{\text{週休2日公告対象件数}}$

※地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国等、都道府県、政令市発注の対象工事を足し合わせて算出

- 週休2日公告対象件数 : 週休2日対象工事の公告対象となりうる工事(全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの)のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。なお以前の定義(全工事件数)から見直しを行っている。
- 週休2日対象工事件数 : 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。
- 対象期間 : 当該年度(4月1日～3月31日)とする。

■ 週休2日対象工事率の実績値(R3)

凡例(週休2日対象工事率)

週休2日対象工事率0.6以上

週休2日対象工事率0.4～0.6

週休2日対象工事率0.2～0.4

週休2日対象工事率0.2未満



■ 実績値(R2,R3)と目標値(R6)

地域ブロック	週休2日対象工事率			対象範囲
	実績値(R2)	実績値(R3)	目標値(R6)	
北海道	0.80	0.88	1.00	北海道
東北	0.62	0.87	0.75	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	0.44	0.78	1.00	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.67	0.81	1.00	新潟県、富山県、石川県
中部	0.80	0.84	1.00	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.76	0.80	1.00	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.76	0.68	1.00	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.68	0.93	1.00	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	0.65	0.84	1.00	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.55	0.64	1.00	沖縄県
全国	0.64	0.81	—	

分母の対象とする工事の見直しを行っており、一部の地域では今後も目標値等の変更を予定。

【工事】週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)(県域[政令市]単位)

週休2日対象工事率 = $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告)}}{\text{週休2日公告対象件数}}$ ※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象工事を足し合わせて算出

週休2日公告対象件数 : 週休2日対象工事の公告対象となりうる工事(全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの)のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。なお以前の定義(全工事件数)から見直しを行っている。

週休2日対象工事件数 : 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対象期間 : 当該年度(4月1日~3月31日)とする。

■ 週休2日対象工事率の実績値(R3)

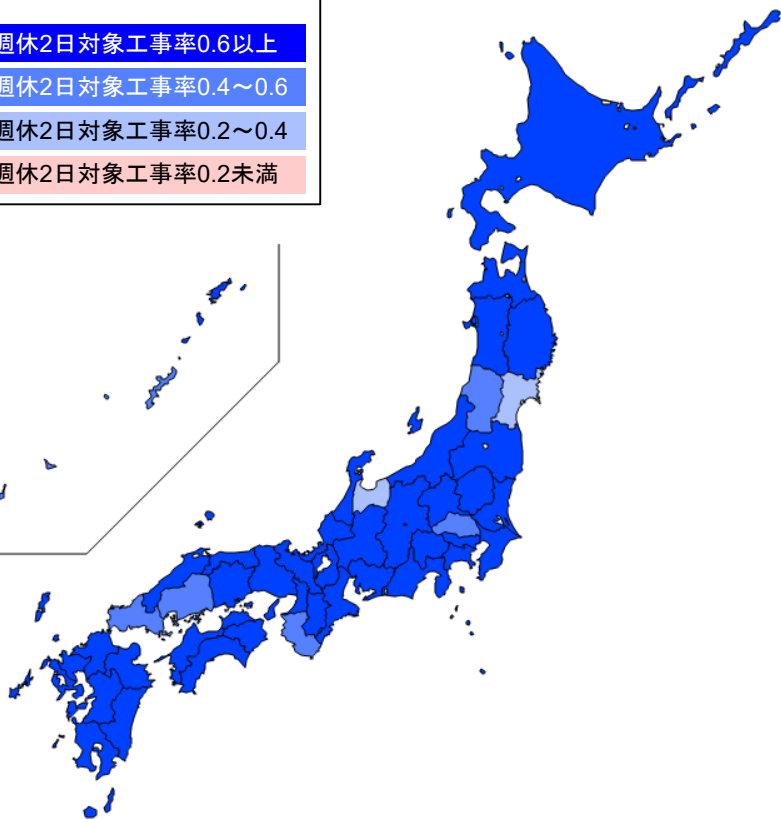
凡例(週休2日対象工事率)

週休2日対象工事率0.6以上

週休2日対象工事率0.4~0.6

週休2日対象工事率0.2~0.4

週休2日対象工事率0.2未満



■ 実績値(R2,R3)と目標値(R6)

県域	週休2日対象工事率			県域	週休2日対象工事率			県域	週休2日対象工事率		
	実績値(R2)	実績値(R3)	目標値(R6)		実績値(R2)	実績値(R3)	目標値(R6)		実績値(R2)	実績値(R3)	目標値(R6)
北海道	0.75	0.84	1.00	石川県	0.99	1.00	1.00	岡山県	0.76	0.81	1.00
青森県	1.00	1.00	0.80	福井県	1.00	1.00	1.00	広島県	1.00	0.56	1.00
岩手県	1.00	1.00	0.70	山梨県	0.58	0.86	1.00	山口県	0.27	0.54	1.00
宮城県	0.03	0.36	0.70	長野県	1.00	1.00	1.00	徳島県	0.53	0.81	1.00
秋田県	0.71	1.00	0.80	岐阜県	0.86	1.00	1.00	香川県	1.00	1.00	1.00
山形県	0.13	0.56	0.80	静岡県	0.88	0.85	1.00	愛媛県	0.75	0.90	1.00
福島県	1.00	1.00	0.80	愛知県	0.76	0.78	1.00	高知県	0.37	1.00	1.00
茨城県	0.59	0.90	1.00	三重県	0.53	1.00	1.00	福岡県	0.30	0.81	1.00
栃木県	0.76	1.00	1.00	滋賀県	1.00	1.00	1.00	佐賀県	1.00	1.00	1.00
群馬県	0.26	0.84	1.00	京都府	0.52	0.75	1.00	長崎県	1.00	1.00	1.00
埼玉県	0.23	0.48	1.00	大阪府	0.78	0.73	1.00	熊本県	0.65	0.75	1.00
千葉県	0.32	0.86	1.00	兵庫県	0.98	0.87	1.00	大分県	1.00	1.00	1.00
東京都	0.77	1.00	1.00	奈良県	1.00	1.00	1.00	宮崎県	1.00	1.00	1.00
神奈川県	0.21	0.80	1.00	和歌山県	0.31	0.59	1.00	鹿児島県	0.73	0.76	1.00
新潟県	0.61	0.80	1.00	鳥取県	1.00	0.68	1.00	沖縄県	0.48	0.49	1.00
富山県	0.26	0.38	1.00	島根県	1.00	0.61	1.00	全国	0.62	0.81	1.00

分母の対象とする工事の見直しを行っており、一部の地域では今後も目標値等の変更を予定。

令和3年度における週休2日の取組状況(都道府県)

●国土交通省が独自に実施した調査にて、各都道府県から提出された回答を基に令和3年度における週休2日達成率について集計

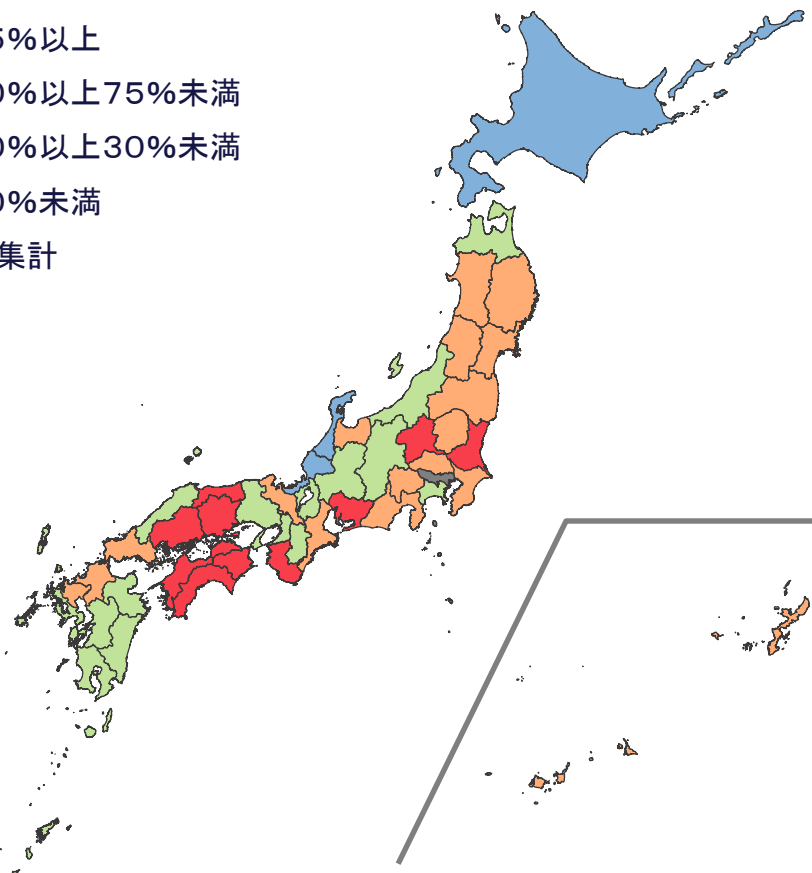
・週休2日達成率 = $\frac{4週8休達成件数}{令和3年度工事完了件数}$

<定義>

- ・対象期間 : 令和3年4月1日から令和4年3月31日
- ・4週8休達成件数 : 対象期間内に完了した工事のうち、4週8休以上を達成した工事件数
- ・令和3年度工事完了件数 : 対象期間内に完了した工事件数(災害緊急復旧工事除く)

令和3年度週休2日達成率

- 75%以上
- 30%以上75%未満
- 10%以上30%未満
- 10%未満
- 未集計



都道府県	達成率	都道府県	達成率	都道府県	達成率
北海道	88.9%	新潟県	42.3%	岡山県	8.7%
青森県	47.4%	富山県	12.4%	広島県	3.4%
岩手県	15.3%	石川県	86.4%	山口県	13.8%
宮城県	13.8%	岐阜県	34.4%	徳島県	4.3%
秋田県	18.3%	静岡県	26.9%	香川県	9.0%
山形県	12.5%	愛知県	9.6%	愛媛県	7.5%
福島県	12.0%	三重県	20.6%	高知県	6.4%
茨城県	7.9%	福井県	76.5%	福岡県	11.5%
栃木県	28.5%	滋賀県	71.4%	佐賀県	28.0%
群馬県	4.9%	京都府	18.6%	長崎県	45.7%
埼玉県	16.5%	大阪府	57.4%	熊本県	40.9%
千葉県	27.7%	兵庫県	45.7%	大分県	72.0%
東京都	未集計	奈良県	72.1%	宮崎県	48.0%
神奈川県	34.7%	和歌山県	5.8%	鹿児島県	38.9%
山梨県	29.4%	鳥取県	8.0%	沖縄県	21.3%
長野県	62.1%	島根県	45.3%	全国平均	30.7%

(全国平均は単純平均にて算出)

一斉閉所の呼びかけ 建設業における週休2日への取り組み

◆ 令和元年6月14日に品確法が一部改正、施行

(発注者等の責務)

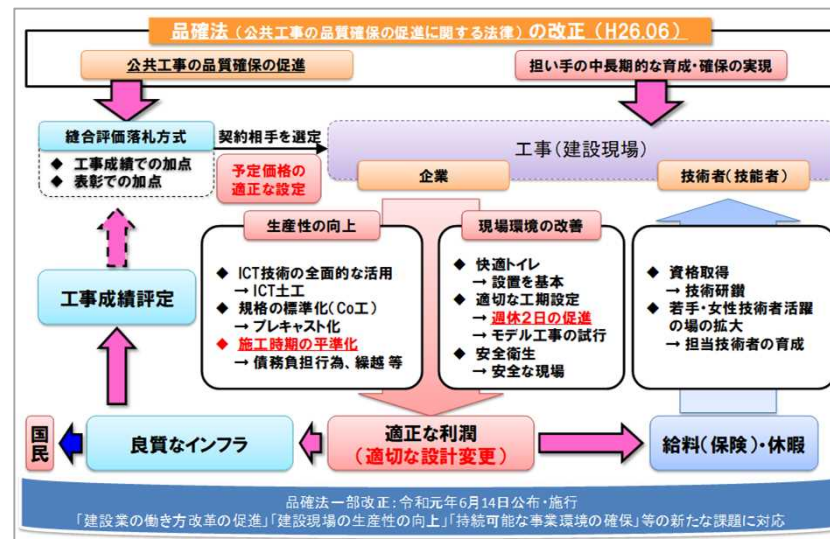
第七条 六 **公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保**されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、**適正な工期等を設定**すること。

◆ 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行

◆ 建設業は、改正労働基準法の施行から5年後(令和6年度)に罰則付きの時間外労働規制の適用

◆ 法定労働時間は、原則1日8時間・1週間40時間(4週8休相当)

品確法に基づく建設生産システム



北陸ブロック発注者協議会

罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間(5年)を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を図ることが必要。

建設業の働き方改革に向けた取り組み姿勢を示すため、また中長期的な担い手の確保のため発注機関が連携し、「**統一的な現場閉所**」を設定

◇ 統一的な現場閉所

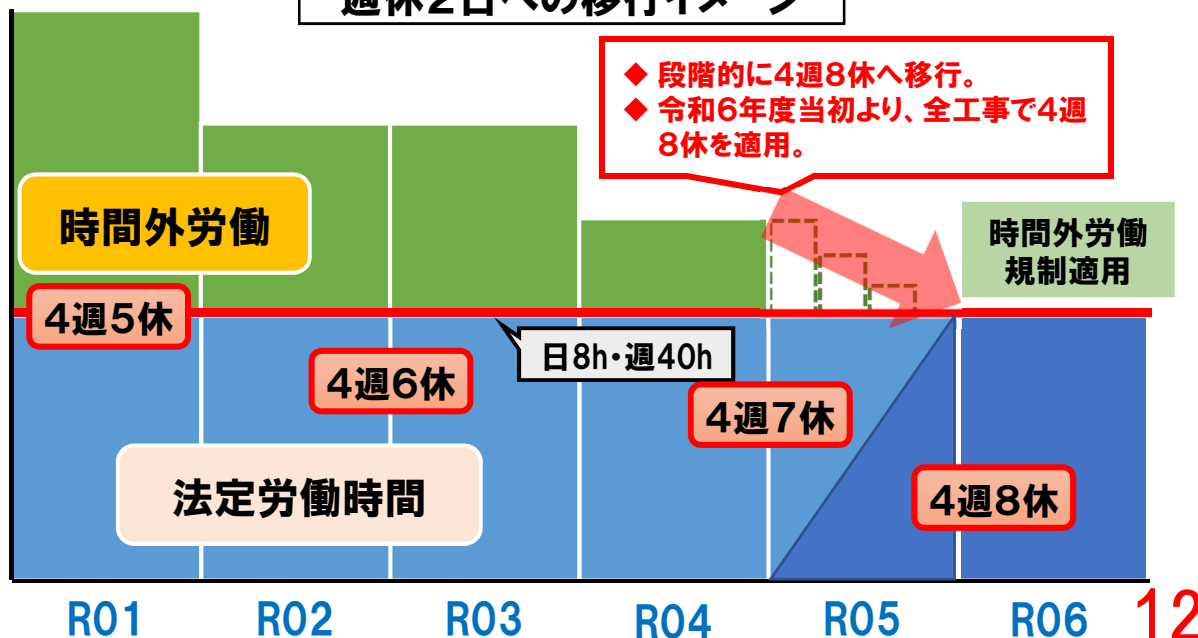
第1弾(R01.05:GW10連休)

第2弾(R01.09~11:4回の3連休)

第3・4弾(R02、R03年度:毎月2回の閉所)

第5弾(R04年度:毎月3回の閉所)

週休2日への移行イメージ



一斉閉所の呼びかけ 統一的な現場閉所チラシ

既発注工事への周知を含め、令和4年度当初より各機関へ配布

北陸建設業界の担い手確保に向け 民間工事の施主の皆さんへ 建設現場の「土日閉所」を推進します (統一的な現場閉所「第5弾」)

※ 第1弾:2019GW期間(4/27(土)~5/6(月)の10連休)に実施 ※ 第3弾:令和2年度(年間を通じて月2回)に実施
※ 第2弾:令和元年秋(9月・10月・11月 4回の「3連休」)に実施 ※ 第4弾:令和3年度(年間を通じて月2回)に実施

- 管内(新潟県、富山県、石川県)の各発注機関が連携して行う統一的な現場閉所「第5弾」の取り組み。(各発注機関から施工業者へ提案)。
- 各発注機関が協働して行い、施工業者の働き方改革を後押し。
- 北陸ブロック発注者協議会の各発注機関が連携・協働により、工事内容、施工場所に関わらず、統一的な取り組みとして実施。

- 令和4年度も、年間を通じたの取り組みを実施。
 - 毎月の第2週、第4週、+1週の土日※を「現場閉所の統一日」に設定し、週休2日を実施。
- ※ 就業規則等で第2週、第4週以外を休日とする場合、読み替え可能。
※ +1週は、工事ごとに任意で選択。

第2週、第4週、+1週(第3週)の土日を「統一的な現場閉所」とした場合

例: 令和4年6月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		



建設業は、改正労働基準法の施行から5年後(令和6年度)に罰則付きの時間外労働規制が適用。令和6年度以降の「4週8休の確保」に向けた週休2日推進に向け、北陸ブロック発注者協議会が連携して取り組みを実施。

【北陸ブロック発注者協議会】
北陸地方整備局、北陸農政局、北陸信越運輸局、大阪航空局、第九管区海上保安本部、関東森林管理局、北陸財務局、金沢国税局、長野自然環境事務所、東日本高速道路(株)新潟支社、中日本高速道路(株)金沢支社、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構大阪支社
新潟県、県内30市町村、富山県、県内15市町村、石川県、県内19市町

全79機関で統一実施

令和4年度 週休2日モデルカレンダー

- 令和4年度は、年間を通じての取り組みを実施。
- 毎月の第2週、第4週、+1週の土日※を「現場閉所の統一日」に設定し、週休2日を実施。※ 就業規則等で第2週、第4週以外を休日とする場合、読み替え可能。+1週は、任意で選択。

2022年							2023年																				
4月							5月							6月							7月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2		1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4				1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25	22	23	24	25	26	27	28
29	30						29	30	31					26	27	28	29	30			29	30					
8月							9月							10月							11月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
31	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	30	31	1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10	2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12
14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17	9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24	16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26
28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30				
12月							1月							2月							3月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
							1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4				1	2	3	4	5	6	7
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11	5	6	7	8	9	10	11
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18	12	13	14	15	16	17	18
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25	19	20	21	22	23	24	25
25	26	27	28	29	30	31	29	30	31					26	27	28					26	27	28	29	30	31	

- ◆ 統一的な現場閉所は下図の「一般的な工事」を対象。
- ◆ 現場条件、工事内容等から現場閉所の実施が困難な工事についても技術者の交替や平日閉所など「交替制モデル工事」の採用を検討。

		月	火	水	木	金	土	日	
対象	一般的な工事	工事					閉所	閉所	
		技術者						休	休
	トンネル工事等(交替制)	工事						休	休
		技術者A							
		技術者B				休	休		
	維持工事等(交替制)	工事						休	休
		技術者A							
		技術者B	休						休
	現場制約のある工事等	工事				閉所	閉所		
		技術者				休	休		

表面 庁舎にチラシ・ポスターを掲示するなど幅広く配布・掲示し、民間工事への周知を図る 裏面